

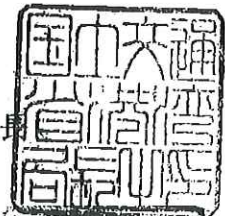


国港海環第 1 号
気 務 第 6 2 号
海 幕 防 第 4 6 0 0 号

南鳥島における業務運営に関し次のように協定する。

平成 2 6 年 5 月 2 2 日

国土交通省港湾局長



気 象 庁 次 長



防衛省海上幕僚長



南鳥島における業務運営に関する協定

第1条（国有財産（施設）及び器材の維持管理）

国有財産（施設）及び器材の維持管理は、その所属区分に従い海上自衛隊、気象庁及び関東地方整備局（以下「三者」という。）がそれぞれ実施する。

- 2 施設の新設、建替及び共用器材（厚生物品を含む）の新規調達、更新については、別途協議する。
- 3 国有財産（施設）及び器材の維持管理に関し、第一項によりがたい場合は、必要に応じて別途協議する。

第2条（道路（道路形状の土地等）の相互利用）

各所属区分の道路（道路形状の土地等）は、三者の相互利用を図るものとする。

第3条（庁舎等の使用）

庁舎等施設（器材を含む）の使用において、食堂、厨房、焼却施設、旧庁舎電気室（高圧受電所）は共同利用、その他の施設は、所属区分に従い三者の専用とし、状況に応じ、三者の相互利用を図るものとする。

第4条（警備、防火等）

警備、防火及び荒天保安の責任は、施設の所属区分に従うものとする。

第5条（給食）

気象庁及び関東地方整備局職員等に対する給食は、海上自衛隊が実施し、有料給食とする。

- 2 調理作業員は、海上自衛隊2名、気象庁1名とする。

第6条（厚生）

厚生物品は、三者等が相互に利用できるものとする。

- 2 気象庁及び関東地方整備局職員等は、海上自衛隊の運営する売店を利用することができる。

第7条（診療、救護、衛生）

三者が巡回診療等を各々計画し、実施する場合は、診療等を相互に利用することができる。

第8条（輸 送）

人員、燃料、器材、糧食等の輸送は、三者がそれぞれ実施し、相互利用を図るものとする。

- 2 前項の相互利用については、所定の手続に従って要請するものとする。
- 3 気象庁及び関東地方整備局の必要とする緊急輸送及び燃料タンクへの補給に伴う海上作業支援については、別途協議する。
- 4 輸送に伴う各種積み降ろし作業は、三者が協力するものとする。

第9条（廃棄物処理）

三者は、廃棄物の処理作業について、別途定める協定によるほか、島内の環境保全に関し協力するものとする。

第10条（気象情報等の提供）

気象庁は、海上自衛隊及び関東地方整備局の要請に基づき、その艦船、航空機等の輸送行動に必要な気象情報を提供するものとする。また、気象庁は、台風情報、地震・津波情報等を海上自衛隊及び関東地方整備局に提供するものとする。

- 2 関東地方整備局は、海上自衛隊及び気象庁の要請に基づき、海象情報等を提供するものとする。

第11条（光熱、上下水道）

電気及び水の供給は、気象庁が実施する。

- 2 電源要員は、気象庁3名、海上自衛隊2名とする。

3 関東地方整備局は、別途定める覚書に基づき、気象庁に対し発電用燃料を提供する。

4 関東地方整備局は、気象庁の所有する浄化槽を利用することができる。

第12条（舟艇、車両等の相互利用）

舟艇、車両、重機は、三者の相互利用を図るものとする。

第13条（通 信）

通信途絶の場合は、三者相互に便宜を供与するものとする。

2 海上自衛隊及び気象庁職員等は、関東地方整備局の運用する携帯電話通信網及びインターネット端末を利用することができる。

第14条（細部協議）

この協定の実施に関し必要な細部事項は、海上自衛隊第4航空群司令、気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課長、国土交通省港湾局技術企画課長及び海洋・環境課長の協議により定めるものとする。

第15条（施 行）

この協定は平成26年5月22日から適用する。なお、本協定は必要に応じて再度見直すものとする。